

区立公園・児童遊園等での 花火の利用について

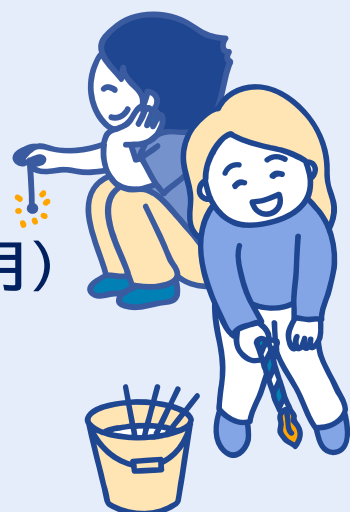


区立公園・児童遊園等において、火気の使用は原則禁止としていますが、
地域の子どもたちの夏の思い出づくりのため、花火の利用を認めます。
なお、公園・児童遊園等で花火をするときは、期間や時間、ルールを必ず守って
ください。
また、近隣にお住まいの方や他の利用者の迷惑とならないように十分注意して
ご利用をお願いします。

期間

令和8年
7月18日(土)～8月31日(月)

原則 7月21日～8月31日
(夏休み期間に応じて変動します。)



利用
時間

午後6時から午後8時まで(準備・片付けを含む)

対象者

子ども(18歳未満)を含む少数の利用

※子どものみでの利用は認めていません。必ず保護者が付き添ってください。
※町会及び自治会、PTA、保育園などの団体(参加者に子どもを含む団体に限る)で花火をする際は、
事前に申請等が必要になります。

使用
できる
花火

手持ち花火
程度

場所

区が選定した
花火の利用が
可能な公園・児童遊園等

花火が利用可能
な公園はこちら
からご確認ください。
さい。



裏面もご確認ください

利用ルールについて

花火を利用するに当たり、次のことを守りましょう。



バケツに水をくんで用意すること



周りを含め、火が燃え移る可能性のある場所(芝生地、植込み付近等)では行わないこと



使用済み花火等のごみは、全て持ち帰ること



打ち上げ花火やロケット花火等、音のなる花火や飛ぶ花火は、近隣住民や他の公園利用者の迷惑になるため禁止



花火を持って、走り回らない、振り回さないこと



使用後は、火気を消火し、周囲を含めて安全確認をすること



近隣住民や公園利用者の迷惑とならないようにすること



近所から苦情を受けた場合は即中止すること



必ず保護者が付き添うこと



利用ルールが守られない場合や苦情などがあった場合は、その公園等での花火の利用を中止することもあります。

問合せ先

公園・児童遊園等での花火の利用に関する注意事項について

街づくり支援部 土木課土木計画係

☎ 03-3578-2217

花火ができる公園・児童遊園等について

芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係

☎ 03-3578-3104

麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係

☎ 03-5114-8815

赤坂地区総合支所まちづくり課まちづくり係

☎ 03-5413-7038

高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係

☎ 03-5421-7664

芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係

☎ 03-6400-0017

団体使用における申請手続について

街づくり支援部土木管理課占用係

☎ 03-3578-2355

※各地区総合支所まちづくり課まちづくり係の窓口でもご相談いただけます。

